

## 東京医療保健大学東が丘看護学部FD委員会規程

### (設置)

第1条 東が丘看護学部の教職員の資質の維持向上を図るため、東が丘看護学部FD委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議において任命する教員。
- (2) 大学経営会議室長、事務局長及び東が丘看護学部等事務部長。
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

### (審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 授業内容・方法の改善。
- (2) 研究推進体制の整備。
- (3) 各種研修会、研究会の実施。
- (4) 外部研究費の導入の推進。
- (5) 職員研修会等の実施。
- (6) その他FDに関すること。

### (委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、大学経営会議において任命する。

### (議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

### (開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

### 附則

本規程は平成22年12月8日から施行する。